

投資信託の口座開設に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

この書面には、投資信託の口座開設にあたって特にご注意いただきたい事柄などについて記載しております。お申込みの前にこの書面を十分お読みいただき、ご理解いただいた上でお申込みください。なお、この契約やこの書面に関するお問合せは、下記までお願いいたします。

1. 契約の概要

社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度において取扱う投資信託受益権に係るお客さまの口座を口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿に開設し、記帳及び振替を行います。

2. 手数料について

手数料はかかりません。

3. クーリングオフの適用について

この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6で規定されるクーリングオフの適用はありません。

4. この契約の終了事由

お客さまから解約のお申出があった場合またはお客さまが投資信託受益権振替決済口座管理規定に違反した場合その他同規定に定める事由が生じた場合には、この契約は解約されます。

株式会社近畿大阪銀行（本店所在地：大阪市中央区城見1-4-27）登録金融機関 近畿財務局長（登金）第7号

●主な事業：銀行業 ●設立日：昭和25年11月24日

●当社が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要

内容の概要：公共債及び投資信託等の有価証券の販売その他の取扱

方法の概要：店頭・訪問・インターネット

●加入している金融商品取引業協会：日本証券業協会

●この商品において、当社が加入または対象事業者となっている認定投資者保護団体は、ありません。